

シルバー人材センターの理念

自主・自立

会員により自主的・主体的に運営される団体です。組織の運営、仕事の開拓、受注等の事業運営など、自分たちで課題や問題の解決に当たり組織活動を会員自らが進めます。

共働・共助

会員はお互いに力を合わせ、助け合いながら仲良く働くという共働・共助の理念で就業します。また、会員同士で仕事を教えあい、後継者の育成に努めるなど就業環境の整備も会員自らが進めます。

令和8年1月19日

12月分の実績について

請 負				派 遣			
会 員		受託事業		会 員		派遣事業	
登録会員	165人	受託件数	60件	登録会員	64人		
就業実人員	53人	事業収入	3,726,625円	就業実人員	51人	契約金額	4,544,842円
就業延人員	498人	1配分金	2,824,202円	就業延人員	547人	1賃金	3,565,178円
		2材料費	676,483円			2手数料等	979,664円
		3事務費	225,940円				

★次の配分金の振込み日は、令和8年2月18日（水）です。

★就業報告書はお早目に2月2日（月）までに必ず届けて下さい。

★先日、令和7年分の配分金支払証明書を郵送致しましたので必要な方は
税務申告等にご使用下さい。（同封の配分金と税金についての説明文の控
除金額に誤りがありましたので、そちらは破棄して頂き、別紙が正しい
取り扱いとなりますので、ご参照ください。）

（令和7年分の配分金支払証明書は令和6年12月から令和7年11月までの就業分
が対象です。）

《12月の新会員のご紹介》

令和7年12月18日の理事会において、男性4名、女性2名、計6名の方が新し
く入会されましたので、よろしくお願いします。

公益社団法人吉見町シルバー人材センター

TEL 54-5787

別 紙

【配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて】

会員の配分金は、所得税法上の「雑所得」に該当します。課税対象者になる方は、確定申告が必要となります。

1. 収入が「配分金」のみの場合

(配分金 - 配分金の特例控除 65万円 (注1) - 基礎控除〇〇円 (注2) - その他所得控除) × 所得税率 = 所得税額

2. 収入が「配分金と公的年金等」がある場合

[(配分金 - 配分金の特例控除 65万円) + (公的年金等 - 公的年金等控除額) - 基礎控除〇〇円 - その他所得控除] × 所得税率 = 所得税額

(注1) 配分金の特例控除について

令和7年分から控除額が65万円に引き上げられました (改正前: 55万円)。

(注2) 基礎控除について

令和7年度税制改正により、「合計所得金額」に応じて、次のように基礎控除額の改正が行われました。

- ・合計所得金額が132万円以下 ⇒ 95万円
- ・合計所得金額が132万円超336万円以下 ⇒ 88万円
- ・合計所得金額が336万円超489万円以下 ⇒ 68万円

「合計所得金額」とは配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得などの「総合所得」を合計した金額のことをいいます。

※ 配分金以外にシルバー派遣等の給与所得がある場合は控除額が異なります。シルバー派遣での収入は給与所得になるので、源泉徴収票が送付されます。
確定申告に関する詳細は、東松山税務署までお問い合わせ下さい。